

平成 29 年 6 月 1 日

「非課税口座約款」の一部改訂のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、平成 29 年 6 月 1 日（木）より、非課税口座約款を下記理由より一部改訂することといたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 1.平成 28 年度税制改正に伴い、平成 30 年以降の勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請において、基準日時点の住所を証する書類（住民票等）の提出が不要となるため
- 2.平成 28 年度税制改正に伴い、平成 29 年 10 月 1 日時点において、平成 29 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を開設しており、同日において個人番号の告知をしているお客さまは、平成 30 年以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したとみなされることとなるため

以上